

石川県公報

令和 8 年 6 月 23 日 (火曜日)

号 外

(第 43 号)

目 次

規 則	目 次
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則 (少子化対策監室)	1
○石川県職員特殊勤務手当支給規程の一部改正 (人事・組織経営課)	2
土木部 (水道用水供給事業)	
○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正	3

規 則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月二十三日

石川県知事 山 野 之 義

石川県規則第二十三号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成二十四年石川県規則第六十七号) の一部を次のように改正する。

第十二条に次の二項を加える。

2 前項の保育士の員数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員 (条例第六十八条第十項に規定する心理担当職員をいう。) 又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者 (以下「特定理学療法士等」という。) を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

3 保育所は、特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士 (附則第六項の規定により保育士とみなされる者を除く。) による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第二項中「第十二条ただし書」を「第十二条第一項ただし書」に改める。

附則第六項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、同項ただし書中「保育士」の下に「(同条第二項の規定により保育士とみなされる者及び同条第三項の規定による支援を行う保育士を除く。)」を加える。

附則中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 保育所は、第十二条第二項及び前項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士 (同条第三項の規定による支援を行う保育士を除く。) による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成二十六年石川県規則第三十二号) の一部を次のように改正する。

第八条の表備考第一号中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加え、同表備考に次の三号を加える。

五 第一号に定める者については、一人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等 (条例第四条第六項の特定理学療法士等をいう。以下同じ。) をもつて代えることができる。

- 六 特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 七 幼保連携型認定こども園は、特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けられる体制を確保しなければならない。

附則第八項中「限って」を「限り」に改め、同項ただし書中「第八条の表備考第一号」を「同表備考第一号」に改める。

附則第十項中「附則第八項」を「第八条の表備考第五号及び附則第八項」に、「第八条の表備考第一号」を「同表備考第一号」に改め、「ついで」及び「当該」の下に「特定理学療法士等及び」を加える。

附則に次の一項を加える。

- 11 幼保連携型認定こども園は、第八条の表備考第五号及び附則第八項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定める者（同表備考第七号の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けられる体制を確保しなければならない。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和七年石川県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十二条第一項の規定の適用については、令和十年三月三十一日までの間、同項中「十五人」とあるのは、「二十人」とする。
- 3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「二十五人」とあるのは、「三十人」とする。

附則に次の二項を加える。

（石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二条及び第八条（同条の表二の項に係る部分に限る。）の規定の適用については、令和十年三月三十一日までの間、これらの規定中「十五人」とあるのは、「二十人」とする。
- 5 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二条及び第八条（同条の表一の項に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「二十五人」とあるのは、「三十人」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

石川県訓令第15号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員特殊勤務手当支給規程（昭和35年石川県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月23日

石川県知事 山 野 之 義

第9条第1項第3号中「保健医療活動チーム」を「保健医療福祉活動チーム」に改め、同条第3項第1号中「710円」を「950円」に改め、同項第2号中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の第9条第3項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

土木部（水道用水供給事業）

石川県企業管理規程第 4 号

石川県企業職員の給与に関する規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 23 日

石川県知事 山 野 之 義

第 4 条第 2 項の表中「710円」を「950円」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公表の日から施行し、改正後の石川県企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

- 2 新規程の規定を適用する場合には、改正前の石川県企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、新規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。